

第6日

令和4年9月5日（月）

午後3時零分再開

○議長（半田雄三君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、12番、柴山恭子議員の質問を許可します。12番柴山恭子議員。

（12番柴山恭子君登壇）

○12番（柴山恭子君） コミュニティの皆さん、今日はありがとうございます。申し訳ありません、忙しいのに。

私、今年の正月は、お伊勢様にお参りに行くことができませんでした。だから、盆休みに行きました。多分、盆は少ないだろうと思いましたが、予想に反して、多くの参拝者が、外宮も、内宮も、家族連れや若者が、熱心にお参りをしているのが印象的でした。砂利が敷かれた道は常に掃き清められ、散水車での水まきや大木で日陰になった参道は涼しく、心が清められるような心地で歩くことができました。

伊勢神宮は、20年ごとに遷宮が行われ、美しい日本固有の伝統と文化が再現されます。多くの人々の力により、この歴史が伝え続けられること、すごいと思います。伊勢神宮にお参りし、天照大御神の誰をも隔てなく照らしてくれることに感謝し、今日の幸せに感謝しながら、お参りを済ませました。

熊本議員から、コウノトリが朝倉に来ていると聞きました。

その後、知人から自分の家の前に7羽のコウノトリが来ている。北川議員は6月頃からコウノトリの調査を続けてあるそうです。友人からも、誰か人がいっぱいいるので、大体何だろうなと思って行ってみると、コウノトリだったそうです。彼曰く、「今年はコウノトリに出会って縁起のいい年になるな」と思ったそうです。

コウノトリは子供を運んでくるのかと思いきや、そうではなく、幸せを運んでくれる鳥だそうです。江戸時代までは手厚い保護がされていたようですが、明治になり、乱獲などが原因での減少、絶滅の原因とされています。福岡朝倉コウノトリの会は、福岡生まれのコウノトリの誕生を目指し、こう言われます。広大な九州の中で初めてここ、朝倉を定着・繁殖の地として選びました。そんな豊かで住みやすいこの町の環境と心優しい人々、いつの日かコウノトリの町と呼ばれ、ここに来ると幸せをいただく、そんな町になることを信じています。

朝倉を訪れる皆さんがコウノトリを見、なぜかほっとする。お伊勢様のように幸せを心に抱くことができる、そんな町になることを私も願っております。

これより質問席より質問をいたします。平塚川添遺跡公園活性化を最後にさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

（12番柴山恭子君降壇）

○議長（半田雄三君） 12番柴山議員。

○12番（柴山恭子君） 新生児聴覚検査についてお尋ねをいたします。

聴覚障害は、早期に発見され適切な支援を行うことで、聴覚障害による音声・言語発達への影響が最小限に抑えられる。このため、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施するための体制整備を進め、聴覚障害の早期発見・早期療育を図ることを、これを目的としております。受検者の経済的負担の軽減のため、公費負担の積極的な取組が朝倉市ではどのように行われているかをお尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（小川里美君） 新生児聴覚検査は、子供の難聴を早期に発見し、早期に適切な支援につなげることを目的に行っております。生後1か月頃までの新生児期、主に出生後、産科医療機関等に入院中に聴覚検査を受け、必要の場合は3か月までに精密検査を実施し、6か月までに療育開始をするために医療機関・市及び県が連携して取り組んでおります。

市では、出生後、2か月頃までに乳児訪問を行っておりますが、そのときに母子手帳等で検査の確認を行いまして、精密検査が必要な場合は精密検査受検の状況を確認しまして、未受検の場合は受検勧奨を行っております。令和3年度の受検率は97%で、出生児298人、転入児8人の合計306人に対しまして、乳児訪問時等で297人の受検の確認を行っております。

○議長（半田雄三君） 12番柴山議員。

○12番（柴山恭子君） 助成方法についてお尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（小川里美君） まず、検査の種類ですけれども、A A B R検査、自動聴性脳幹反応検査とO A E検査、耳音響放射検査の2種類がございます。実施医療機関によりまして検査の種類が異なります。市では、子育て世帯の経済的負担を軽減するために、令和2年度からこの新生児聴覚検査に助成事業を開始しております。聴覚検査に要する費用の助成につきましては、A A B R検査が上限額6,000円、O A E検査が上限額3,000円でございます。

また、生後27日以内に検査した新生児が対象となっておりまして、助成回数は1回で、検査日から6か月後の月末までに保護者が申請を行い、償還払いとなりますが、一部検査を実施した産科医療機関等が直接、検査費用を市に請求する場合もございます。

以上でございます。

○議長（半田雄三君） 12番柴山議員。

○12番（柴山恭子君） 厚生労働省で実施しております新生児聴覚検査の状況によりまして、出生児数に対する受検者数の割合は90.8%になっておると言われています。それで、公費負担を実施している市町村は52.6%ですので、朝倉市はとともこの検査に対して優れていると、私は思っております。実際、この6,000円と3,000円ですが、この中にいくらか

の個人負担もありますか、これ以上に。

○議長（半田雄三君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（小川里美君） 概ねこの中で収まる金額となっております。

○議長（半田雄三君） 12番柴山議員。

○12番（柴山恭子君） よかったです。

この調査は、自民党の女性局のほうからの要請がありまして、議会の一般質問なのでどれぐらいの役所がこの助成を行っているかの調査をしてほしいというのがありましたので、私はホームページで朝倉市がこれをしているのは知っておりましたが、一応、させていただきました。今後とも、子供たちに対して、このようにいろんなことを率先していく朝倉市であってほしいと思いますので、部長、どうか子供たちに対する思いを一言、よろしくをお願いします。

○議長（半田雄三君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（小川里美君） 市のほうでは、妊娠して出産されまして、まず母子手帳を市の健康課のほうに取りにいらっしゃいますけれども、そこから一緒に寄り添いまして、妊娠期から出生後、生まれてすぐ様々な検査等を実施して寄り添ってっております。安心して妊娠・子育てができる環境を目指して頑張っているところでございます。今後についてもそうやって頑張っていくところでございます。

○議長（半田雄三君） 12番柴山議員。

○12番（柴山恭子君） 今、少子化が非常に問題となっております。やはりお母さん方は新生児に対する不安が非常に大きいと思いますので、何とぞ今後とも子供たちに力添えをいただきますようお願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染対策地方創生臨時交付金の活用について、お尋ねいたします。

国は、円安やウクライナ情勢の影響により、原油価格・物価高騰の影響が生活困難者や子育て世帯、医療・介護・福祉、様々な事業に及んでおり、新型コロナウイルス感染拡大の防止や感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生を図るために、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が設けられ、令和4年度、交付金の取扱いについて市町村に周知されました。

活用が可能な事業として、生活に困窮する方々の生活支援、子育て世代の支援、事業に対する電気・ガス料金を含む公共料金の補助など、国の施策ではカバーし切れない地域の実情に応じた取組の財源に充て、国の施策と組み合わせながら利用者や事業者の負担軽減に向けた取組を進めていただきたいとあります。

朝倉市での、この臨時交付金の活用についてお尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） まず、これまでの国の取組について、最初に話をさせていた

できます。

国は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため、令和2年4月7日に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を閣議決定し、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を創設いたしました。

この臨時交付金は、当初、感染拡大防止や地域経済、住民生活の支援などに対する取組に活用されるものでありました。その後、令和3年4月に緊急事態宣言等の発出により、人流が減少し、経済活動への影響が全国的に生じることなどを踏まえ、その影響を受ける事業者に対し、地域の実情に応じた支援の取組を確実に実施できるよう、臨時交付金に事業者支援分を追加いたしました。

さらに、令和4年4月には、原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議で、コロナ禍に原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減などに対応するため、臨時交付金にコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分を追加いたしました。

このように、国は令和2年度以降、数度にわたる補正やコロナ対応分の予備費の確保などにより、合計約16兆円の予算を確保してきました。

次に、朝倉市の取組状況です。

先ほどの国の予算に対してこれまでに朝倉市が受けた臨時交付金の交付合計額は、現時点で約18.6億円となっております。これから令和2年度、3年度で約13.3億円を執行しております。令和4年度は約5.3億円の交付額を活用してきたところであり、6月補正及び今定例会の補正予算計上により交付額全額を使い終えるところであります。

今回、議員御質問の件であります令和4年4月に追加された臨時交付金のコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分としての朝倉市への交付額は、先ほどの令和4年度、約5.3億円のうち約1.8億円です。

事業内容については、9月補正の概要に記載しているように子育て世帯への支援として、特別給付金対象者を除く18歳以下の児童1人につき現金2万円を給付する事業や、保育所や小中学校の給食費に対する保護者負担軽減事業、また交通事業者や畜産経営者等への支援事業などであり、臨時交付金の目的に応じ適切に活用しているところでございます。

○議長（半田雄三君） 12番柴山議員。

○12番（柴山恭子君） 今回、議会での補正予算を見ますと、18歳以下2万円の給付が行われたり、小中学校給食費の支援、マイナンバーカード、保育所給食支援などが行われており、交付金の目的に応じた事業を計上してあるなと思いました。そして、配分額を全て計上済みであります。

もう1つ、国は、案外、お金を持ちよります。いつ、何時、この交付金がいくらかは

分かりませんが、入ってくるようなことがあると思います。今回のこの交付金は、もうきちっと計上されておりますので、何をしてくださ、これをしてくださ、はできませんが、もし、国から新たな交付金のあるようなことがあれば、私としては、濃厚接触者などが非常に心配しています。濃厚接触者は自分が、昔は何かちょっと検査があつて陽性ですよとか、陰性ですよとかありましたが、住民の不安を除くためにも、コロナの検査事業をできればしていただきたい。検査キットですかね、あれは何千円もしました。私も濃厚接触者になったときに、これを2本買いました。ちょっと値段は忘れましたが、何千円かしたと思います。濃厚接触者は、非常に心配しております。だからこそ、もし、今後、このような交付金の交付があつたときには、そういうことも視野に入れながら、やっぱり考えていただきたいと思いますが、常に何かを考えとく。常に、うちではどんなことをしたらいいかなを考えてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（半田雄三君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） 国は、今回のこのコロナ対応の中で、交付金の分について一部留保している分があるようです。今回、朝倉市では、その留保分が交付されたことを想定し、その分も含めて使い切れるように細かい補正予算をさせていただいております。

○議長（半田雄三君） 12番柴山議員。

○12番（柴山恭子君） そうですね。ちょっと残高よりも余計のお金が使われているようですが。それに増して、もし、今度、何かあつた時は、こういうこともしたいというようなことを考えてほしいと思いますが。

○議長（半田雄三君） 総合政策課長。

○総合政策課長（佐々木哲治君） 先ほど総務部長のほうで、一部、国が留保しているといったお話をさせていただいております。

国が全体で16兆円の予算を確保されてあるうちの2,000億円がまだ留保されておるということでございます。

それと、別に、首相のほうから、今週末を目処にでしょうけども、約1兆円のコロナ対策の交付金を今、検討されてあるようです。そういった状況を見定めながら、また国のほうの人のほうの限定がやっぱりありますので、そういったところを見定めながら、各部のほうへは、こういった交付金が来るのではないかという指示はさせていただいております。そういったところを検討しながら、今後、進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（半田雄三君） 12番柴山議員。

○12番（柴山恭子君） よろしくお願ひいたします。

次に、アスベスト対応と住民周知について、お尋ねをいたします。

アスベストとは、石綿のことです。その線維が極めて細いため、人が吸入し、30年から50年の潜伏期間を経て発症し、肺がんや悪性中皮腫になることがあり、治すのが非常に難

しい病気とされています。

この病気については、マスコミなどにより、広く情報が発信されることにより、多くの皆様に理解をされているとは思いますが。

アスベストは平成16年10月1日に製造・使用が禁止されましたが、それ以前に施工された住家宅には、多くのアスベストを含んだ屋根材・壁材・間仕切り材・床材・天井材・塗料などがあり、この事前調査が令和4年4月1日より義務付けされました。リフォーム等工事でもアスベストが混入されているとすれば、その除去に多額の費用がかかり、その影響は大きいと思われます。解体部分、床面積80平米以上、請負金額100万円以上の改修工事が報告の義務となっておりますが、今後、ますます厳しくなるアスベストに関する情報を市民に積極的に流すべきではないでしょうか。情報は自ら進んで取りに行くものと思われておりますが、市のホームページもありますが、みんなはそんなに積極的に取りにはいきません。どうか積極的に発信していただきたいと思えます。

事前調査費用や解体工事におけるアスベスト除去は大きな負担となりますので、この発信についてお尋ねをいたします。

○議長（半田雄三君） 市民環境部長。

○市民環境部長（中山貴可君） アスベストがどのようなものかにつきましては、ただいま議員のほうから詳しくお話がありましたが、申されましたように、アスベストにつきましては以前の建築物や工作物に多く使用され、私たちの健康に著しく悪影響を与えるものだとして認識しております。

まず、国の方針についてでございますが、アスベストに関する大気汚染防止法の改正内容について、簡潔に、まずお答えさせていただきたいと思えます。

この法の改正につきましては、これまで頻繁に行われており、遡りまして、平成26年6月1日の改正では、全ての解体等工事における工事発注者は事前調査、書面説明、調査結果の掲示をすることが義務付けられており、また、特定粉塵排出等作業につきましても作業基準が強化されております。

続いて、令和2年6月5日に公布された同法の改正では、令和3年4月1日から全ての石綿含有建材に規制対象拡大と作業基準の徹底のための直接罰の創設といった内容が施行され、令和4年4月1日からは県への事前調査結果報告の義務づけの施行、また来年になります。令和5年10月1日から事前調査は環境大臣が定める建築物石綿含有建材調査社や一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者といった専門的な知識を有する者に実施させることが義務付けられるようになっております。

このように、アスベスト対策が年次的に強化されている状況でございます。

また、周知につきましては、アスベストに関する大気汚染防止法の改正につきましては、議員から御指摘がありましたように、今回の法改正につきましては、市のホームページのみの周知となっております。

しかし、福岡県全体で見ますと、県のホームページをはじめ、県内の建築物所有者や建設業者や解体業者、リサイクル業者などを対象にした法改正の事業者説明会を今年の3月に県内4か所で実施されております。

現在、市のホームページに掲載している内容につきましては、若干分かりにくい部分もあるようですので、分かりやすい内容に修正したいと思っておりますし、また、併せまして広報紙による周知等も検討していきたいと考えております。

併せて、今後、アスベストに関する法改正がございましたら、福岡県と連携し、情報収集をしながら、市民の方、事業者の方などに広く情報が伝わるような取組を行っていききたいというふうに考えております。

○議長（半田雄三君） 12番柴山議員。

○12番（柴山恭子君） 私が知らんやっただですよね。アスベスト除去にこれほどのお金がかかるの。

私たちは仕事上、アスベストが屋根部材に使われていることは知っておりましたし、このアスベストを撤去し、そしてアスベストの含まれているものを一定の業者に渡すというところまでは知っておりました。これは、1トン当たり3万円も4万円もかかります。

しかし、今回、私がびっくりしたのは、アスベストが塗料に含まれていたという点です。一定の物にしかアスベストは含まれていないと思っておりました。例えば、学校の体育館の鉄骨の上に吹きつけてある、まるで石綿のような、あれがアスベストと思っておりましたし、まさか通常に使われるアスベストが吹付工事の塗装の中に含まれているようなことは、全く理解しておりませんでしたし、私は屋根工事の勉強会の中で、今後、アスベストが非常に問題視されるのであろうということも知っておりましたが、急激にこれほどまでになるとは思っておりました。

アスベストは病気に関しては、非常に情報の提供をされました。だから、皆様、よく知ってあると思います。

しかし、自分の家にどのくらいのアスベストが使っているか、この家を増改築するときなどは、アスベスト除去にどれくらいのお金がかかるかは、全く御存じないと思います。調査費用だけでも何万円もかかるんですが、ここに関して、国が一生懸命勧めたアスベストです。アスベストはとても強くて、安全なものだということで、国はこのアスベストの混入を奨励しました。そして、急にこうしてアスベストはだめだと言ってきました。せめて国が推奨した、このアスベストの調査に対する調査費用ぐらいいは出してもいいのではないかと思います。朝倉市としてはどう思われますか。

○議長（半田雄三君） 市民環境部長。

○市民環境部長（中山貴可君） 国の補助金制度についてお答えさせていただきたいと思っております。

国土交通省の補助金制度は、社会資本整備総合交付金の住宅建築物安全ストック形成事

業の住宅建築物アスベスト改修事業に該当する補助事業となります。

交付内容は、アスベスト含有調査に係る費用が対象で、補助率は10分の10で、限度額は原則1棟25万円でございます。

また、アスベスト除去工事等におきましては、吹きつけ等の除去、封じ込め、囲い込みに係る費用が対象になり、補助率は地方公共団体の補助額の2分の1以内、かつ全体の3分の1以内となっており、この補助制度につきましては令和7年度末までに着手したものが対象となるようでございます。

いずれも地方公共団体でその補助金制度を設けていることが要件になりますが、福岡県におきまして、この補助金制度を設けている自治体は特定行政庁という建築確認等の審査が行える福岡市・北九州市・久留米市・大牟田市の4市で、この4市以外の自治体でアスベストの補助金制度を設けている自治体は、今のところない現状となっております。

また、4市のうち、福岡市と北九州市の補助要綱のほうを調べさせていただいたんですが、対象となる除去等の工事等が対象となっておりますが、これはあくまでも吹きつけによるアスベストが使用され、多数の人が利用する建築物となっております。例えば、映画館とかデパートとか、ホールとか、体育館などとか、そういったものが対象となっているようでございます。

ですから、基本的には一般的な住宅といいますか、建築物にはこの補助金制度はないものであるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（半田雄三君） 12番柴山議員。

○12番（柴山恭子君） さあ、それではどうでしょうか。

○議長（半田雄三君） 市民環境部長。

○市民環境部長（中山貴可君） ただいま申し上げました要件の2件……申し訳ございません。地方公共団体がこの制度を活用する場合において、2つの要件を満たすことがうたわれております。

まず、1つ目は、現在、補助金制度を設けております福岡市・北九州市・久留米市・大牟田市及び福岡県で構成しております福岡県民間建築物アスベスト対策会議会への加入、2つ目が、アスベスト含有調査の対象となる建築物が福岡県管理のデータベースに登録されていることが要件となっております。

1つ目の要件でございます連絡会議への加入につきましては、中途加入でも構わないというような県からの回答はいただいておりますし、またデータベースにつきましても今後、いろいろ調査・研究が必要かと思っておりますけれども、それにつきましても不可能ではないということでございます。

本日の回答としては、具体的にこの2つの要件をクリアできるいったところまでの回答ができませんので、今後、この2つの具体的な要件と申しますか、内容につきまして、調

査をさせていただきたいと思います。

しかしながら、補助金が令和7年度末までになっておりますので、その辺も考慮しながら検討させていただきたいと思います。

○議長（半田雄三君） 12番柴山議員。

○12番（柴山恭子君） とても不思議なことですよね。アスベストを推進するときは、じゃんじゃん、じゃんじゃん、推進しておきながら、いざこれをのかさなくちゃいけないというときにはさほど、広報がされなかった。

私は県の何とか課にも聞いてもらったんですよ。うちの壁はアスベストの塗料が塗ってあるそうですが、これはやっぱ除去せないかんですかねと聞きますと、そのこのトップの方は、ええ、そんなことがあるんですかと言われたそうです。

ということは、やはり多くの方がこのアスベストに対しての危機意識がない。病気に関してはマスクミがじゃんじゃん、じゃんじゃん、宣伝しましたので、ああ、アスベストを吸うと病気になるちゅうのは分かっているけども、自分の家にどれだけのアスベストが使っているのかが全く分からないし、こういうことではいけないとつくづく思いましたので、どうか市民の皆様にとんとんと発信していただいて、アスベストなるもの、どんなものに使われているかというようなことを発信していただきたいと思いますが、方法としては、できるだけ分かりやすいように。ちょっとさっき1番議員も言われましたが、広報手段がとりあえずはない。有線放送であれば、本当に危機意識があれば有線放送でがんがんと流せばいいと思いますし、屋外の防災無線ではそういうことは流せないと思いますので、どうか紙ベースでも何でもいいですから、市民の皆さんにアスベストの告知をよろしく願いいたします。

○議長（半田雄三君） 市民環境部長。

○市民環境部長（中山貴可君） 議員が申されますように、このアスベストにもレベル1、レベル2、レベル3とありまして、外壁に、レベル3が比較的低いアスベストが使われている、低い状態でございますけども、こういった壁にもやはりアスベストが使われているということが、なかなかまだ周知ができていない部分であろうかと思っております。

先ほど申しあげましたように、まずはちょっとホームページのほうを見直しまして、住民、あるいは事業者の方たちに対しての周知を図っていきたくて考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（半田雄三君） 12番柴山議員。

○12番（柴山恭子君） 次に、環境センターに行く道路についてお尋ねをいたします。

普及センター信号付近の轍や、普及センター信号付近の轍はすごいですね。セブンイレブンのところ辺の前も、ぼこぼこになっておりますし、信号の付近もぼこぼこになっております。私がこれを言い始めて4か月になります。

もう1点は、その信号付近から環境センターに行くまでの道路です。環境センターまで

は、皆さん御存じのように上り坂になっておりまして、かつカーブもしっかりあります。この道は、中央線は全く消えております。火葬場に行く車や、プールへの送り迎え、もちろんごみの収集者にとってはとても危険であります。ましてや霊きゆう車に乗り、見送らなければならない人にとっても、あのぼこぼこ急カーブと中央線のない道路など、もつてのほかですし、法面など今、見ますと、草だらけでございます。

信号付近の轍やセンターまでの道路について、今後、どうなさるのか、お尋ねします。

○議長（半田雄三君） 都市建設部長。

○都市建設部長（山南哲也君） 議員御指摘の、国道386号線、普及センター前の交差点の轍、まず、この轍からです。

轍による通行の危険性につきましては、これは地域住民からも市に対しまして情報提供があつておりました。このため、道路管理者でございます朝倉県土整備事務所に進達をしていたものでございます。これにつきましては今般、交差点内の轍の解消の工事予定について確認をいたしましたところ、既にこれは施工業者も決定しまして、10月末までに補修工事を実施完了する旨の回答を得ております。

それから、市道環境センター線、これのセンターラインの現状につきましてでございますが、これは市でも認識をいたしておりまして、これは建設課が管理するほかの市道路線の状況も見ながら対応をしているところでございますけれども、当該路線につきましては本年度中にセンターラインの引き直しを予定しております。

また、市道敷の草木の繁茂につきましても、現在の状況は認識しておりまして、草木の繁茂により市道カーブ区間の視界を遮るなど、通行の安全に支障となっている様子も伺いますために、これも繁茂の原因となっております路肩部の土砂の撤去について、今年度中の対策を検討しているところでございます。

○議長（半田雄三君） 12番柴山議員。

○12番（柴山恭子君） お金がじゃんじゃんあれば、どこも、ここも、道路の整備もできるんですが、なかなか難しいことだと、私も思っております。

しかし、あの道はカーブであり、坂道であり、いろんな人が通るので、私もあそこの道は毎日通ります。あそこの上のほうに便所がありまして、公衆便所がありまして、その公衆便所の掃除に行くんですが、何と、それは市道ではありません。みんなは歩いて行けと言います、危ないから。車とともに落ちるぜと言いますが、多分、1度、あそこも見たい。書いておりませんが、これはただの要望です。

土砂が削られて、水で、車がやっこさ上る、歩いて上れば一番いいんですが、無精な私は車を使って毎日上っておりますので、そこのちょっとところも見てほしいと思います。

本年度10月までには何とかしてくれるそうですので、それを期待して待つときます。

まだまだ386バイパスは、ごみ拾いをしますと、大平山手前、トンネルから向こうは非

常にごみも落ちており、草も、朝ちょっと早く行くと怖いですね。草が生い茂っておりますので。何となくその辺も県に要望していただいて、ごみは取りますので、草刈は何とかやってほしいと思いますが。これも要望で。通告しておりませんので。どうぞ皆さん、よろしく願いしときます。

次に、平塚川添公園の活性化についてお尋ねをいたします。

これ。皆さん、これ、見られたことがあります。素敵でしょう。この最初のところにこう書かれてあります。

水に浮かぶ弥生のムラ、国指定、平塚川添遺跡公園は、川から水を引き、常時、水が湛えられていたと考えられます。弥生の杜の景観の復元、多重環濠の復元は、多くの力を必要としたことでしょう。平塚川添遺跡公園の経緯について、お尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（時津美穂君） 議員お尋ねの、平塚川添遺跡公園。建設の経緯につきましてお答えをいたします。

平塚川添遺跡は、弥生時代中期から古墳時代初頭までの多重環濠を持ちます集落遺跡で、平塚工業団地の造成事業により発見され、平成3年から5年にかけて発掘調査をいたしました遺跡でございます。

多重の環濠などが確認されましたことから注目をされ、平成6年5月に国指定史跡となりました。その後、平成11年までに土地の公有化を行った上で、水濠、古代の杜、建物などを整備いたしまして、歴史公園として平成13年5月に開園をいたしました。

以上でございます。

○議長（半田雄三君） 12番柴山議員。

○12番（柴山恭子君） 公園での令和4年度事業を見ますと、月3回程度で事業は行われているようですし、体験館ではまが玉づくり、火おこし、銅鏡づくりなど、多くの体験メニューが用意されております。

また、公園の周囲もジョギングコースとしては緑に覆われ、とても走りやすいと思います。

しかし、市外からの認知度は低く、市民もまたたびたび訪れるような魅力をなぜ感じられないのでしょうか。

大濠公園にときどき行くんですが、多くの市民が周囲約2キロのコースを走り、池の外側に作られた小川のような水路で子供たちは遊んでおります。

甘木公園も整備が進み、子供たちが遊具や広場で遊ぶ姿が大勢見られます。

大平山も誰一人として上ることのできなかつた山なのに、今では毎日、毎日、市内外から健康づくりや景観のよさに登ってこられます。元旦は1,000人近くの人が初日の出を拝みに来られます。

平塚川添遺跡公園の利用者数について、お尋ねいたします。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（時津美穂君） 議員お尋ねの、利用者数につきましてお答えをいたします。

開園いたしました平成13年度は1万8,825人、その後、平成20年度に2万5,619人にまで増えております。その後は年間約1万8,000人前後の利用者となっております。

1年間約300日開園しますことから、1日当たり約60人の利用状況でございます。

以上でございます。

○議長（半田雄三君） 12番柴山議員。

○12番（柴山恭子君） 常時、水が湛えられたという弥生の杜の景観を復元された公園ですが、残念ながら、濠の水は河川から引かず雨水を利用しているため、水量が少なく、多重環濠の良さがいかされてないのではないのでしょうか。もし環濠に水を湛え、魚や小動物、水生植物があり、ここで子供たちが遊ぶことができれば、キャンプができれば、水に浮かぶ弥生の村は素晴らしい公園となると思われませんが、今後の有効利用についてお尋ねします。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（時津美穂君） 議員お尋ねの、公園の有効利用につきましてお答えをいたします。

平塚川添遺跡公園を特徴づけます環濠の水は、雨水によるものでございまして、一部足りない部分は井戸水をくみ上げる運用としております。

しかしながら、ここ数年は、環濠に水が溜らない状況でございます。水位の安定を目指して試行錯誤している状況でございます。

環濠の利用につきましては、水面をいかしたいかだ体験や水辺の生き物の搾取、観察。また丸太の橋を渡ったり、棒を使って水濠を飛び越える遊びなどを行ってまいりました。

また、観賞用の蓮などの水辺の花も植栽をしております。

今後につきましては、遊び・学習・観賞を意識しました事業や景観形成を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（半田雄三君） 12番柴山議員。

○12番（柴山恭子君） あそこの蓮はとてもきれいですよね。私は、あそこで市民祭りの折に、あそこ全体を花いっぱいにしたことがありました。とてもきれいでした。しかし、あの公園は、何か規制があって、花を植えたり、それから何かをすることが規制されますが、あそこにもっと花があれば、何らかの方法でそうすることができれば、あの水がいかされるのではないか。蓮は何でよかったんですかね。あれは何かずっと前の蓮の苗を持ってきたから、あそこに蓮を植えてよかったんですかね。

○議長（半田雄三君） 文化・生涯学習課長。

○文化・生涯学習課長（吉武孝礼君） 古代の蓮ということで、御指摘のとおり持ってき

たところでございます。

以上です。

○議長（半田雄三君） 12番柴山議員。

○12番（柴山恭子君） 例えば、古代の睡蓮があったとしたら。それは環濠の中に植えられるものですか。

○議長（半田雄三君） 文化・生涯学習課長。

○文化・生涯学習課長（吉武孝礼君） 御指摘のとおりだと思います。

○議長（半田雄三君） 12番柴山議員。

○12番（柴山恭子君） それは、どうやって調査されます。

○議長（半田雄三君） 文化・生涯学習課長。

○文化・生涯学習課長（吉武孝礼君） 平塚川添遺跡公園については、発掘調査のときに花粉分析というのと出てきた種子の分析で、古代の杜、環境の復元というのを行っております。直接ではないにしても、弥生時代、弥生の景観として、その弥生時代に存在したものであれば植栽することは可能と考えます。

以上です。

○議長（半田雄三君） 12番柴山議員。

○12番（柴山恭子君） 私たちの中には、一人も弥生時代に生きた者はおりませんので、弥生時代がどんなものだったかは知りませんが、もしかして、あんまり気にせんで植えたらどうですか。日本昔からあった花なら、今で言う、チューリップだとか、ああいうものはだめでしょうたい。しかし、日本昔からあったような花は、あそこに植えることができないでしょうか。

○議長（半田雄三君） 文化・生涯学習課長。

○文化・生涯学習課長（吉武孝礼君） 議員御指摘のことも含めて、これから調査・研究していきたいと思えます。

○議長（半田雄三君） 12番柴山議員。

○12番（柴山恭子君） その言葉を信じて調査・研究した結果を、次の議会まで。じゃあいつのころか、発表していただきたいと思えます。楽しいでしょう、新しい仕事だから。

もう1つ、あと8分40秒ありますので。

私は、考古学がどんな学問なのか知りません。考古学なんぞしたことはありませんので。

しかし、昔々、様々な形で生きた証を私たちに残してくれたこの遺跡に、誰が、いつ頃、なぜ、どのように暮らしてきたかを知らせる調査を分かりやすく学習する機会が欲しいと思えます。せつかくの遺跡です。それはあそこから掘れば何か出てきましようし、その出てきたものは、私たちに昔々のできごと、ロマンを話してくれるかもしれません。そのような勉強会がこの遺跡であればと思えますし、例えば、今日、1番目に一般質問された内田議員。内田議員は、秋月で古文書を読み解く歴史の勉強会などもしてあります。一度、

誘われましたが、何かのあれで参加できなかったのですが、歴史の勉強会は、文書を出すから、遺跡とは異なるでしょう。遺跡は、いろんなものを出てきたり、発掘したことで、その当時のことを調査するのが、そうでしょう。

でも、古文書はちゃんとした文字で残っているものを、それを解読していくのが古文書だと思われまますので、両方ともやられてはどうでしょうか。

私は、ある程度の人がこの古文書や、発掘や、遺跡や、成り立ちに非常に興味がある人も多いと思っておりますので、この国指定の遺跡公園という大きな縛りがあるとは思いますが、花にしても、何にしても。今後の活用に活かしてほしいと思っておりますが、どうでしょう。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（時津美穂君） 議員の御質問にお答えいたします。

一つの例えでございますけれども、今、朝倉市の歴史や文化に関します勉強会につきましては、現在、甘木絞りの保存や活動の場として毎月ご利用いただいているところでございます。他の分野におきましても利用いただけますよう、活用していきたいというふうに考えております。

また、平塚川添遺跡の学習機会につきましては、甘木歴史資料館での企画展や、総合市民センター等でのシンポジウムを開催してまいりました。近年、平塚川添遺跡公園での開催実施がありませんため、小規模なものも含めまして、今後、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（半田雄三君） 12番柴山議員。

○12番（柴山恭子君） 川添遺跡公園では、なぜか知らんけど毎日、毎日、いろんな勉強会があって、いろんなことが研究してあるというようなことが市内外に発信されれば、とても素晴らしいことだと思いますし、あそこにおみえになる皆様も増えると思います。今後ともあその活性化に向かって頑張っていってほしいと思います。よろしく願いいたします。

これもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（半田雄三君） 12番、柴山恭子議員の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。台風11号の状況を鑑み、6日を休会にしたいと思っております。これに御意義ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次の本会議は7日午前10時から行い、一般質問を続行いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 3 時56分散会